報復関税等に関する政令平成六年政令第四百十八号

四号)第六条第三項の規定に基づき、この政令を内閣は、関税定率法(明治四十三年法律第五十

(報復関税等を課すること等の告示)

制定する。

第一条 財務大臣は、関税定率法第六条第一項若見の対象とは公司しくは第二項の規定による措置(以下「報復関変更し、若しくは廃止すること(以下「報復関変更し、若しくは廃止すること(以下「報復関でに係る措置」という。)が決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を目れている。

一当該報復関税等に係る措置の対象となる貨(その一部である地域を含む。)当該報復関税等に係る措置の対象となる国

に掲げるものを除く。) 三 当該報復関税等に係る措置の内容(前二号物の品名、銘柄、型式及び特徴

一 その他参考となるべき事項一 当該報復関税等に係る措置をとる理由

(関税・外国為替等審議会への諮問等)

第二条 財務大臣は、報復関税等に係る措置をとることが必要であると認められるときは、速やかに、関税・外国為替等審議会に諮問するものとする。ただし、報復関税等に係る措置を直ちとさる必要があると認められる場合は、速やりでない。

はればならない。 という 財務大臣は、前項ただし書に規定する場合に という 財務大臣は、前項ただし書に規定する場合に とった場合に 対 財務大臣は、前項ただし書に規定する場合に

附則

ら施行する。 法律(平成六年法律第百十八号)の施行の日かこの政令は、関税定率法等の一部を改正する

七号) 抄附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇

(施行期日)